

令和6年度第1回広島県食品安全推進協議会議事録（概要）

日時：令和6年8月21日（水）14時00分～16時00分

開催場所：県庁自治会館会議棟1階101会議室

出席者：（敬称略）

【座長】 谷本 昌太（県立広島大学人間文化学部長）
学識経験者 山内 雅弥（国立大学法人広島大学広報担当主幹）
細野 賢治（国立大学法人広島大学大学院統合生命科学研究科教授）
溝口 嘉範（広島女学院大学人間生活学部准教授）
消費者代表 市川 幸子（広島県地域女性団体連絡協議会事務局長）
福島 守（広島県生活協同組合連合会事務局長）
栗原 理（公益社団法人広島消費者協会会長）
生産者代表 畑山 浩司（広島県農業協同組合中央会理事統括本部長）
池田 道晴（全国農業協同組合連合会広島県本部副本部長）
事業者代表 中本 哲夫（一般社団法人広島県食品衛生協会常務理事）
松永 晋一郎（日本チェーンストア協会中国支部）
石川 秀次郎（広島県スーパーマーケット協会）

1 議事次第

(1) 開会

(2) 挨拶 増井健康危機管理担当部長

(3) 議事

① 「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」の進捗状況について

② 令和5年度食品衛生監視指導結果について

③ 令和6年度推進プランの計画について

④ 追加議題1

有機フッ素化合物（PFAS）に関する水道水の水質検査状況及び今後の対応について

⑤ 追加議題2

・小林製薬(株)の紅麴を含む健康食品摂取による県民の健康被害状況及びいわゆる健康食品による健康被害に関する近年の相談状況について

・機能性表示食品に関する現状と今後の制度の見直しについて

(4) 閉会

2 配布資料

資料1 食品の安全に関する基本方針及び推進プラン数値目標に係る令和5年度の実績

資料2 「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」令和5年度の実施状況と評価

資料3 令和5年度食品衛生監視指導計画に基づく実施結果

資料4 食品の安全に関する基本方針及び推進プラン 令和6年度の計画

資料5 令和6年度HACCP講習会について

資料6 追加議題

参考資料1 食品の安全に関する基本方針及び推進プランの概要

参考資料2 広島県食品安全推進協議会設置要綱

3 議事概要

【座長】

本日の協議会では、食品の安全に関する基本方針及び食品の安全に関する推進プランの進捗

状況について、行政、生産者、事業者、消費者、それぞれの立場で御意見を願います。

① 「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」の進捗状況について

・資料1、2により、食品の安全に関する基本方針及び推進プラン数値目標に係る令和5年度の実績について説明

【事務局】

推進プランに関わる数値目標実績について、衛生管理に関する数値目標の「有症者50人以上の集団食中毒事件数（過去5年平均）」は0.6件で昨年度目標の2.4件以下を達成した。また「講習会受講者に占めるHACCPを理解している者の割合」は67%で昨年度目標の50%を達成した。残りの3項目については令和7年度に評価することとなっている。危機管理に関する数値目標の「回収着手報告書提出までの所要日数」については中央値1日（平均2日）であった。食品表示に関する数値目標の「表示違反（不良）による回収件数（過去3年平均）」は22件となった。最後に、リスクに関する数値目標の「食品に関する苦情のうち、事業者等との対話不足を起因とする苦情の割合」については10%となった。

数値目標については、衛生管理の柱の2項目が達成。危機管理、食品表示及びリスクの柱の数値目標は令和7年度の評価。活動指標は、41項目のうち、34項目を評価し、未達成が4項目、残り30項目は達成又は概ね達成のとなった。

・各団体から資料2により令和5年度の実績について説明

【広島県農業協同組合中央会】13～14ページ

まず衛生管理の項目について、GAP認証経営体数は実績として49経営体となっている。農産物の安全性の確保の取組については、JGAP指導員の取得奨励、団体認証の取得支援を行い、概ね達成とした。危機管理では、GAPの実践として令和5年度までに取得した49団体で実施しており、概ね達成とした。食品表示では、生産履歴記帳の推進として、県内全JAにおいて生産履歴書の点検を実施しており概ね達成、食品表示に関する知識の習得として達成とした。

リスクコミュニケーションでは、産地情報や、リスクに対する総合的な理解ということでホームページの活用、または文書等の発信をさせていただいて、概ね達成又は達成とした。

【全国農業協同組合連合会広島県本部】15～16ページ

衛生管理では、農産物の安全の確保の取組として3項目あり、いずれの項目も達成とした。3点目の農薬危害防止講習会については、県内JAの窓口担当者に向けて定期的実施をしているもので、8月下旬開催と記載があるが、9月に実施をする予定。

HACCPの定着については、いずれの取組についても達成又は概ね達成と評価した。

危機管理では、GAPの実践として概ね達成とした。食品表示では、生産履歴記帳の推進として概ね達成又は達成とした。リスクコミュニケーションでは、産地からの情報発信の充実として概ね達成、食品のリスクに対する総合的な理解として達成とした。

【広島県食品衛生協会】19～20ページ

衛生管理の項目について、広島県食品自主衛生管理認証新規取得件数を年間2件を指標としているが、実績としては更新が1件だった。

取組内容について、自主衛生管理の推進として、広島県自主衛生管理認証事業について、製造業を主体に、また食の安心・安全五つ星事業について食品販売業・飲食業を主体に重点事業として取組み、概ね達成とした。

HACCPの定着について、各種リーフレットの配布、講習会への参加促進を行い概ね達成とした。

食品の衛生管理の核となる人材の育成として、記載のとおり各種講習会を開催し達成とした。

危機管理では、従業員教育として食品衛生講習会へ参加し達成とした。食品表示では、食品表示の自主点検の強化として食品適正表示調査を実施し、達成とした。食品表示に関する知識の習得として、食品の適正表示推進者に対するフォローアップ講習会を2回実施し達成とした。

消費者への相談対応として、食品の適正表示推進者が事業所ごとに対応しており、達成とし

た。リスクコミュニケーションでは、県内 15 支所において各種講習会、キャンペーンの中で意見交換を行っている。また、消費者への情報提供の充実として、各支所において「夏の食中毒予防期間」のチラシ配布やポスター掲示などのキャンペーンを実施し達成とした。

【日本チェーンストア協会中国支部】 21～22 ページ

衛生管理では、自主衛生管理の推進、HACCP の定着、食品の衛生管理の核となる人材の育成いずれの取組についても達成とした。危機管理では、お客様相談窓口の設置と危機管理体制の構築、苦情の集約・解析体制の構築・強化及び保健所への報告等については保健所とも連携の上、危機管理マニュアルを作成し各社実施しており達成とした。迅速な自主回収への着手については、各社実施しており達成とした。従業員教育については報告会、勉強会を各社実施するとともに、協会としてもセミナー開催など支援して教育を行い達成とした。

食品表示については、食品表示の自主点検の強化について開店前の強化、定期的な点検を実施し達成とした。表示不備による自主回収等の実施については、不適正表示に即時対応し達成とした。食品表示に関する知識の習得については、食品適正表示推進者を設置し、研修会、社内勉強会に参加し達成とした。消費者への相談対応については、お客様フリーダイヤルの設置で達成とした。リスクコミュニケーションでは、意見交換会を Web を活用しながら実施した。

消費者への情報提供の充実については、広報誌・専用チラシを活用することで達成とした。

情報収集・情報システムの確立及び情報提供協力については、各社責任部署を設置して情報を一元化し、主にお客様対応部署が対応し達成とした。食物アレルギーへの対応については、可能な限り具体的な表示をするよう啓蒙している。無人の試食は引き続き中止しているが、有人の試食については対面で、ばら売り商品は POP 表示により対応し、達成とした。食品のリスクに対する総合的な理解については、各社コンプライアンス委員会を開催し、リスク管理を行い達成とした。

【広島県スーパーマーケット協会】 23～24 ページ

広島県スーパーマーケット協会は、13 社、約 250 店舗が加盟している。その 13 社からヒアリングしてまとめたものが資料となる。

衛生管理では、自主衛生管理の推進として HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の手引書を作成・実施するとともに、HACCP の定着として自社衛生管理システムの PDCA 実践、現場に合わせたマニュアル改訂・共有することで概ね達成とした。衛生管理の核となる人材の育成では、食品安全管理技術士等の資格取得奨励を行い、概ね達成とした。危機管理、食品表示、リスクコミュニケーションでは、いずれの取組とも概ね達成とした。なお、リスクミの中の食品のリスクに対する総合的な理解で記載の「スーパーマーケット検定」は全国スーパーマーケット協会が主催しており、一般の方も取得可能であること情報提供する。

【地域女性団体連絡協議会】 25 ページ

年に一度、消費者庁から講師をお招きしてセミナーを開催しており、昨年度は 11 月 1 日に「食品表示セミナー」を廿日市市大野六区集会所において開催し、50 名が参加した。

【広島県生活協同組合連合会】 26～29 ページ

衛生管理について、HACCP の運用に関しては、各事業部ごとにチームを結成し、メンバーが核となるよう育成した。

危機管理について、お客様相談窓口ということで、問い合わせセンターを設置しており、ここでは、入電が 1 日約 1,000 件、月間で 3 万件の問い合わせが入っている。その中で、次の苦情の集約にも繋がるが、5 件以上の同様なクレームや問い合わせが発生した場合には、関係部署の責任者が集まって、対応を協議している。また従業員教育では、新入社員の研修、外部研修や講師を招いての研修を実施している。

食品表示について、食品表示の自主点検の強化では、工場点検、産地点検、仕様書の確認などを行っている。生協としては工場を持っていないため他社へ製造依頼しているが、共同仕入れを行う事業連合であるコープ CS ネットに委託して製造工程のチェック、現場のチェックを実施している。消費者への相談対応では、問い合わせセンターと連携して対応している。

リスクコミュニケーションについて、消費者への情報提供では、学習会や広報誌、ホームページなどで情報提供を行っている。また、食物アレルギーへの対応では、カタログの紙面、売り場で表示の取組を引き続き行っている。

合わせて、私どもは広島県消費者団体連絡協議会の事務局の方も兼ねており、28 ページ以降にとりまとめ結果を載せている。

まず危機管理について、組合員サービスセンターを活用して、発生したトラブルに対応している。食品表示について、食品表示ウォッチャーによる調査件数 1,000 件を広島県から依頼を受けて、消費者団体の協議会で取り組みを行っている。毎年 12 月に、スーパーの売り場をチェックするということで、昨年度は、ちくわを 717 件調査した。1,000 件に対して 717 件という結果だったが、まだコロナの影響もあってなかなか売り場でじっくり立ち止まって見ることが難しい状況があるため、それを考慮し概ね達成とした。

リスクコミュニケーションについて、アレルギーに関する学習会であったり、広報誌、ホームページ等を通じて、お知らせをしている。また、食品衛生に関する知識の習得では、カタログや広報誌によって情報提供することで達成とした。

【公益社団法人広島消費者協会】30 ページ

食品表示については、食品表示ウォッチャーによる調査を 113 件実施。12 月に市内のスーパーマーケット 39 店舗で「ちくわ」の点検実施をした。

リスクコミュニケーションについては、「煮ごめ」をテーマに 10 月 7 日に調理実習、11 月 19 日にシンポジウムを開催した。これは私どもと、広島県消費者団体連絡協議会、広島文化学園大学様、JA 広島市様と共催で行った。生産者、事業者、消費者の相互理解に寄与できたものとして達成とした。

食品衛生に関する知識の習得として、11 月 8 日に食品安全に関する講座を開催した。

【座長】

本日欠席の広島県漁業協同組合連合会については 17 ページ、広島県酪農酪農業組合については 18 ページにそれぞれ取り組みの報告があったので、資料で代えさせていただく。

② 令和 5 年度食品衛生監視指導結果について

- ・県及び保健所設置市から資料 3 により令和 5 年度食品衛生監視指導計画に基づく実施結果を報告

【広島県】1~4 ページ

年間立入件数は 18,000 件の計画に対し、実施件数は 17,055 件、達成率は 95%となった。試験検査は、3,600 (うち 250) 件の計画に対し、実績は 3,525 件、うち輸入食品は 258 件で、達成率は全体で 98%となった。違反件数は 6 件で、違反率は 0.17%、そのうち輸入食品は 0 件だった。違反食品の内訳は、アイスミルク 3 件、清涼飲料水 1 件、粉末清涼飲料 2 件で、記載のとおり違反内容となっている。

一斉監視について、夏期食品一斉監視、年末食品一斉監視、夏の食中毒予防期間重点監視施設監視、ノロウイルス食中毒予防期間重点施設監視、食品表示適正化推進月間一斉監視、食品衛生機動班による重点監視として、監視した件数、指導件数、或いは試験を実施した件数を記載している。この他、特徴的なのは、5 月に開催された G7 広島サミットの対応として、サミット関係者の利用が想定された県内の飲食店や宿泊施設、大量調理施設等に対して、監視指導や食品の検査等も実施した。

食品等別重点監視指導・検査について、大規模な健康被害の発生や食品表示の偽装等を未然に防止するため、生かきや菓子、清涼飲料水等の広域流通食品を製造する施設等の重点監視を実施した。また、安全な食肉の流通確保のため、大規模食鳥処理場において食鳥検査を実施した。

食中毒等健康危害発生時の対応について、食中毒事件発生時は、「広島県食中毒対策要綱」に基づき、迅速かつ的確な調査を行い、原因究明、拡大防止及び再発防止を図った。保健所設置市を含めて、県内で集団食中毒が 12 件、散発食中毒が 7 件、合計 19 件の食中毒が発生し

た。有症者数は全体で209名、死者数はゼロだった。

食品等事業者の自主衛生管理の推進について、食中毒予防や食品表示に関する講習会、食品衛生管理の中心的な役割を担う食品衛生責任者の養成講習会を実施した。開催回数等については、記載のとおり。

広島県食品自主衛生管理認証制度の推進については、事業者の自主衛生管理体制を推進するため、認証取得の取組を支援した。令和5年3月末は合計103施設、令和6年3月末は99施設が認証を取っておられる。

関係者相互の情報及び意見交換（リスクコミュニケーション）について、県民との意見交換の場ということで、食品安全推進協議会を2回実施した。

消費者への情報提供としては、県ホームページ、広報誌等で情報提供するとともに監視指導の実施状況について公表するとともに、農薬の適正使用や食品衛生に関する講習会等を開催した。

【広島市】5～14 ページ

「IV 効率的な監視指導の実施」について、「1 食品関係施設への立入検査」では22,000件の目標に対し、14,904件の立入検査を実施した。目標達成に至らなかった要因として、法改正により1施設1許可制への移行により許可数が減ったことによるものと考えており、この目標数については令和7年度以降見直す予定だが、対象施設はほぼ100%達成していると考えられる。

次に、「2 食品等の試験検査」について、昨年度はG7広島サミットの開催に伴い会場の調理従事者の検便や施設用拭き取り検査も計画に組み込み実施し、違反はなかった。農薬、貝毒、食肉検査については例年どおり実施した。

「3 違反発見時の対応」について、食中毒・腐敗等を10件としているが、11ページの「7(1) 食中毒発生時の対応」では事件数13件としており、3件の差がある。これはアニサキスやフグ毒による食中毒など、行政処分を伴わないものが該当する。

「4 食中毒予防対策」「5 市内流通食品の安全確保」については、G7広島サミット対応の他、例年どおりの対策を実施した。

「6 一斉監視」については、夏・冬の一斉監視の他、新型コロナウイルスが5類感染症に移行後、広島市内中心部での大規模イベントの開催が再開され、食に関するイベント数も増加したことから、イベント時の巡回指導の回数も増加している。

「8 HACCP に沿った衛生管理」については、導入状況の確認、対象施設の指導・助言、講習会等で対応しているが、小規模な一般飲食店での導入が課題となっている。

「V 自主衛生管理の促進」における食品衛生責任者の設置について、設置率は昨年度96.2%だった。許可申請時には、責任者養成講習会を受講する誓約書を取るといった対応を行っている。

「VI リスクコミュニケーションの推進」について、広島市では食品安全情報センターを設置し、食の安全・安心に関する情報や取組を情報発信している。また広報については、広報誌の他、市民球場での食中毒予防啓発アナウンスやデジタルサイネージの配信、また今年度からは新しいサッカースタジアムでの啓発動画放映を行っている。

「VII 担当職員の資質向上」について、若手職員含め、HACCP 導入に関する新しい情報、新しい対応について日々研鑽が必要なことから、取組に力を入れており、2か月に1回、研修会を開催している。

【呉市】15～21 ページ

まず第1の監視指導結果について、年間の立ち入り件数4,000件の目標に対し、2,847件、達成率が71.2%だった。行政処分2件については、食中毒によるものと、生食用かきの成分規格違反によるものそれぞれ1件ずつによる。

収去検査については、420件の目標に対し、419件実施、達成率が99.8%となった。違反件数1件については、生食用かきの成分規格違反で、先ほど説明した行政処分の1件がこれになっている。

一斉監視について、夏期・年末一斉監視について、先ほど説明のあった県、広島市同様に施設の立入検査等を行った。

第6の重点監視指導項目については、記載のとおり。

第7の食中毒等健康被害発生時の対応については、昨年度の発生は3件だった。その内訳については、旅館、一般飲食店、家庭での発生それぞれ1件ずつとなっている。

食品等事業者の自主衛生管理の推進については、記載のとおり、講習会等の開催を行った。

リスクコミュニケーションについては、昨年度、消費者庁と共催で、健康食品についての講習会を開催し、60名の参加があった。

食品衛生に係る人材育成については、記載のとおり、講習会、研修会等を実施。監視員の資質向上については、広島県や厚生労働省が主催する研修に参加した。

【福山市】22～24 ページ

食品関係施設への立ち入りに関する事項について、1の年間の監視状況は、監視目標件数7,500件に対し5,947件の監視件数で、監視率は79.3%だった。HACCPのさらなる定着推進を図るために、広域流通施設や製造施設を中心重点的に監視を行った。

監視指導では、施設の衛生管理や設備の不備などが181件、行政処分は0件だった。

各種一斉監視等の結果については、国の通知に基づく、夏期・年末の一斉監視に加え、県の制度に基づく食中毒予防期間、食品表示適正化推進月間の取組を実施し、結果については記載のとおり。

食品の収去検査については、年間の目標件数800件に対し、797件実施し、実施率は99.6%で、不適件数は0件だった。また、と畜場における食肉検査の数は、記載のとおり。BSEスクリーニング検査は21頭実施し、結果は全頭陰性だった。

続いて食中毒の発生状況は、食中毒は暦年、1月から12月の間での食中毒の件数として記載しており、食中毒発生が1件あるが、22年度内の発生だった。食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に関する事項について、リスクコミュニケーションについて、食品衛生に携わる人材の養成及び資質向上に関する事項については記載のとおり。

(質疑)

【座長】

全体としては、数値目標では、5項目中2項目が達成、活動指標では、評価対象の34項目のうち30項目が達成または概ね達成となったという報告だったが、何か御質問等あるか。

【座長】

数値目標のうち、表示違反による回収件数について、これまでの実績が目標から乖離しているところがあるが、それについてはどういった要因が考えられるか。

【事務局】

令和3、4年度は計画策定時の18件より増えるという結果となっており、この実績については過去3年間の平均となっているが、令和3年度の件数が32件であったということで、これが過去5年間で最も多い結果となっており、これにより平均値が引き上げられている状況というのも原因の1つとして推測している。今後も適正表示推進者育成講習会、フォローアップ講習会をはじめ、各事業者様を対象にした適正表示に関する啓発活動を行っていきたい。

【座長】

今後も指導の方よろしく願います。他、何か質問等あるか。

【溝口委員】

広島県農業協同組合中央会さんの報告にあった14ページの食品衛生法改正に関して、本年の6月から漬物の許可制が完全施行となったが、円滑に移行できたか、また課題などがあれば教えてほしい。また行政側からも教えてほしい。

【広島県農業協同組合中央会】

具体的な件数については持ち合わせていないが、出荷自体が減ったという課題を持っており、個人で出荷されていたところができなくなったという報告を受けている。やはり設備投資が必要になることが大きな課題で、製造を取り止めたと聞いている。

これに対する行政の補助や支援が十分あれば、減少は抑えられたと思っているが、製造現場で設備投資が大きな課題となった。

【事務局】

県保健所管内についてですが、法改正前から JA さんや道の駅と連携してこれまで漬物を作られていた方に対する講習会であったり、或いは保健所が個別相談に対応してきた。5月末時点で県保健所管内では、許可施設が142件ある。これまで許可制ではなかったため、どれだけの製造実態があったかは把握できていないが、既に許可を取得して営業されている方もいる。

【細野委員】

先日 NHK で報道されたが、道の駅みはら神明の里で、地域住民にキッチンを開放して漬物を共同で製造するとのことで、その地域の漬物製造の伝統を維持しようという報道があり、非常に感銘を受けた。私は NHK 中国地域の番組審議会副会長をしているが、そこでも議論になり、非常に皆さん活気づいたという報告があったが、こういう事例というのは他に御存知ないか。

このような啓発活動を通じて、事業者さんが中心となって地域の伝統的な流れで、食品衛生法上の問題を解決しながら、地域の漬物文化を守っていく。こういう流れがいいんじゃないかと思うが、何か事例を収集されたり、それを広めたりということはないか。

【事務局】

そのような情報は把握していない。

【広島市】

当時から指導している職員の話によると、やはり家庭で製造されていた方については設備投資の面で難しいことから諦めた方が多い。共同の施設を使ってやるとしても、シンクが1槽しかなく施設基準を満たさなかったり、衛生管理は誰の責任の下でやるのかといったところでなかなか折り合いがつかず断念したというような例もあるとは聞いている。ただ、許可を取得した上で積極的にやっていきたいという方については、その都度相談に応じており、今は許可取得の上営業している。

【細野委員】

神石高原町さんが設備投資に対して一定の補助があると伺ったが、他の市町で何かそういう取り組みをしている等の情報はるか。

【県農業技術課】

所管は販売連携推進課ですが、今年に入り相談はまだ受けていないと聞いている。

【座長】

呉市、福山市については先ほどまでのところで何かあるか。

【呉市】

呉市では、漬物製造は従前より食品製造ということで届出を求めており、その際専用の施設を必須としていた。この度の許可移行後も、専用の施設があったため今まで作られていた事業者についてはスムーズに移行したという状況である。

【福山市】

従前から食品製造の届出はいただいていたが、家庭のキッチンでされていたところがほとんど

ど。情報提供として皆さんに御連絡したが、全員が許可を取得するまでには至っていない。中には既に亡くなっていたり、連絡先が変わっていたりという方もおられた。

また JA の方と連携し、関係する方をお呼びして説明会を開催した。個々の相談についても、取得に向けての助言をしてきているというところ。

【山内委員】

食品表示の数値目標について、令和5年度で16件あり、計画策定時は18件。やや減っているが目標の2倍。やはりこれは何か例えば共通したような食品で、ある食品について表示違反が多いなどそういう特徴というのがあるか。あった場合には、そういったところを集中的に指導なさるなり、雛形を示すような形にされた方が、より進むのではないかと思うが、いかがか。

【事務局】

賞味期限の誤記載などが多い状況。ある特定の食品に特徴があるというような傾向は見られない。期限表示の欠落、誤記載等チェックミスが原因として挙げられるところがある。何らかのトラブル等通常時とは異なる事が起こった際に、勘違いや、チェック漏れがあったことで、回収になるといった事例も多い。またアレルギー表示の欠落についても、やはりチェックミスが原因での回収が多くなっているため、その辺りを集中的に、気を付けてチェックしていただくこと、またダブルチェックしているが形骸化していることもよくあるので、ここもしっかり啓発していく必要があると思う。

【座長】

その他に御意見等はないか。（意見なし）

では続いて、事務局から今年度の取組等について説明をお願いします。

③ 令和6年度推進プランの計画について

【事務局】

- ・資料4により、食品の安全に関する基本方針及び推進プラン令和6年度の計画について説明
- ・資料5により、令和6年度 HACCP 講習会について説明

（質疑）

【細野委員】

HACCP 講習会は、一般飲食店を対象としているとのことだが、一般の飲食店さんが理解していただけるようにどのような工夫をされるのか。

【事務局】

一般飲食店向けの手引書があるため、これを活用する予定。HACCP の概要や一般衛生管理の内容は全業種で共通ではあるが、それを一般飲食店さんにも分かりやすいようポイントを押さえた資料や解説をする。一般飲食店さんは HACCP と聞いただけで敷居を高く感じられる場合が多いので、そうではなく、今まで実施していた記録類と同じようなことで、やってみようかなと思ってもらえるような講習会を目指していこうと考えている。

【溝口委員】

一般飲食店はとりあえず手引書をやってみようとなるかと思うが、義務化されて3年経ち HACCP に基づく衛生管理や、考え方を取り入れた衛生管理の中でも比較的しっかりと取組をしている事業者に対し、PDCA サイクルを回すような外部検証を県として行う施策はあるか。事業者任せとするのか、或いは監視員の裁量で、伸ばすところは伸ばすという方針なのか教えていただきたい。

【事務局】

業種、施設によりレベルの濃さが様々あるが、保健所の監視の際には食品衛生監視票に沿っ

た内容をチェックしており、どの HACCP を導入しているか、どこまでやっているか、検証まで行っているかを確認し、記録類もチェックしている。HACCP に基づく衛生管理を導入している施設については CCP 等の中身まで確認する。監視員によっても色があるかもしれないが、柔軟な対応を各保健所で実施している。

④ 追加議題 1 **資料 6**

有機フッ素化合物（PFAS）に関する水道水の水質検査状況及び今後の対応について

【山内委員：提案者】

全国的に米軍基地周辺、フッ素を使用する工場周辺において PFAS による汚染が問題となっている。東広島市においても米軍弾薬庫周辺で汚染が確認されており、市で健康調査等が行われ調査委員会での検討も図られていると聞いている。県民の不安も徐々に広がっているのではないかと思うが、県或いは市町の水道についてこの有機フッ素化合物に関する水質調査は定期的に行われているのか聞きたい。またその結果について今現在どのような状況か情報提供をお願いしたい。加えて、一般県民への公表等についても今後の対応も含め伺いたい。

【座長】

所管する県食品生活衛生課から説明をお願いします。

【県食品生活衛生課】

資料 3 ページに記載のとおり。PFAS の水質検査については、現在環境省において全国調査をしているところ。当課が把握している県知事認可の水道事業者分については、9 月末までに取りまとめて国に報告する予定で、現在集約中。その中で、7 月末の時点での企業団以外の市、町の県知事認可水道事業者である大竹市、海田町、安芸太田町については、年 1 回以上の検査を実施しており、暫定目標値を超えて検出されたところはないことを確認している。

そして企業団の方の県知事認可分につきましては、現在取りまとめ中であるが、暫定目標値を超えてないことは確認している。なお、今後の対応については、この調査を環境省において取りまとめ、目標値の見直しに向けて今後専門家委員会等で議論されると聞いている。そこで何らかの見直し等があれば、その情報について実施主体である水道事業者の方に周知していきたいと考えている。また、公表については、基本的には、実施主体が水道事業者となるため、例えば目標値を超えてしまった場合はその水道事業者の方で、超えた旨と対応方法について公表されると認識している。

【山内委員】

規模の大小は別として、各水道事業者は年 1 回以上必ず検査をしているという理解でよろしいか。

【県食品生活衛生課】

現時点では PFAS については、暫定目標値であり、検査が義務付けられているものではないため、実施していないところも全国的にはあると思うが、県内の市町事業者でいえば実施していた。ただ義務項目ではないため、一度実施して安心してしまう可能性もあるため、今後どのようにするか注視したいと考える。

【全国農業協同組合連合会広島県本部】

今説明があった内容は上水に関する調査であったかと思うが、環境省が調査されている中で、河川や農業用水に関する部分の調査というのは新聞報道等で拝見したが、そのあたりの状況が分かれば教えていただきたい。

【県環境保全課】

環境中の川については、環境部局において常時監視し、PFAS は要監視項目として知見の集積

を行っており、測定必須ではないが、各自治体判断で複数地点調査している。昨年度広島県内で高濃度で検出されたのも、広島市と東広島市が連携して測定ポイントを追加して、詳しく調べてわかった結果。定点監視は3政令市も実施しており、その結果は国が適宜公表している。

昨年度の公表結果で高濃度が検出された地点以外では、令和4年と5年で、そんなに大きく数字は変わっていないため、定点監視は引き続き知見の集積という立ち位置で実施する。県や政令市で継続して調査をして国にデータを上げ、国が全国の状況を把握して、今後の検討材料に生かしていくという流れになっている。

【広島県スーパーマーケット協会】

PFASについては水道水だけではなく、ペットボトル水でも基準値を超えたといった情報が以前新聞に出ていたような記憶がある。スーパーとしては、そういうものがもし店頭に出てきた場合、消費者の方に不安を与えるようなことがないように、広島県だけの問題ではなく、国の単位で流通の動きを注視していきたいと個人的には考えている。

⑤ 追加議題2 **資料6**

- ・ 小林製薬(株)の紅麹を含む健康食品摂取による県民の健康被害状況及びいわゆる健康食品による健康被害に関する近年の相談状況について
- ・ 機能性表示食品に関する現状と今後の制度の見直しについて

【山内委員：提案者】

小林製薬のサプリメント「紅麹コレステヘルプ」について、県民の被害状況や、この製品に限らず、いわゆる健康食品というものがたくさん出回っているが、これについての健康被害等に関する相談状況についても教えていただければと思う。

【広島県スーパーマーケット協会：提案者】

1月以降に新聞やニュースで取り上げられたが、機能性表示食品は今市場に7000点ぐらい出回っている。食品の安全という意味では、条例と法律によって、当然この機能性表示食品についても、カバーされていて、メーカーの方では、衛生管理なり安全管理をやっているだろうと思われるところに死亡事例が出てくるというのは非常に驚いた。記載のとおり、機能性表示食品の現状と今度の制度の見直し等国の動きについて教えていただきたい。

【座長】

所管する県食品生活衛生課に回答をお願いします。

【県食品生活衛生課】

資料1 ページに記載のとおり、広島県では各保健所において県民からの健康被害相談対応や、大阪市から依頼のあった患者に対する調査を実施している。調査の結果、小林製薬の紅麹を原料とした機能性表示食品3製品との関連が疑われる健康被害事例について、因果関係の不明なものも含めて厚生労働省に報告しており、その件数は14件だった。なお、5ページ以降に、健康被害事例の疫学調査結果として大阪市の中間とりまとめを掲載しているので参考いただきたい。また、いわゆる健康食品による健康被害に関する過去5年間での相談事例はない。

【広島市】

広島市では、資料に記載のとおり27件を厚生労働省に報告している。

この中には、医療機関に関連性が疑われた方、関連性不明も否定はできない方も含まれる。

なお、医師の診察の結果、腎機能の悪化はなかったということで除外された件数は除いている。

過去の健康食品による健康被害情報に関する相談は2件あり、平成31年度、令和2年度に厚生労働省に報告した事例がある。どちらも健康食品で、1件は湿疹が出た事例、もう1件は持病が悪化したという事例だった。どちらも服用をやめることで改善したが、国に事例報告した。

【呉市】

直接保健所の方に、利用者の方からの相談はなく、大阪市から5名分の調査依頼があった。調査したところ1名の方は、自覚症状がないが不安だから受診したいという方だったため、その1名を除いた残りの4名の方が何らかの自覚症状があるということで厚生労働省に報告した。なお、過去5年、いわゆる健康食品に関する相談等は受けていない。

【福山市】

保健所の方へ直接相談があったもの、大阪市から調査依頼があったものを含め厚生労働省に21件を報告した。調査の協力が得られなかった方、飲んでいたか分からないような方は除外した。

健康食品に係る相談件数は、過去5年において受けた実績はない。

【山内委員】

死亡事例はあるか。

【県食品生活衛生課】

死亡事例は1件把握している。

【広島市】

広島市では死亡事例はない。

【呉市】

呉市も同じく死亡事例はない。

【福山市】

福山市も同じく死亡事例なし。

【座長】

今後の制度の見直しについては。

【県食品生活衛生課】

今後の対応については、4ページに記載のとおり。大きく4つあり、そのうち右側一番上にある1点目に「健康被害の情報提供の義務化」がある。これは、健康被害と疑われる情報を把握した場合は、当該食品との因果関係が不明であっても速やかに消費者庁や都道府県に情報提供を行うことを届出者の遵守事項とするもの。そして、機能性表示食品を製造・販売する営業者に対しては、都道府県知事等への情報提供を食品衛生法施行規則において義務付けるというものがある。これらによって営業禁止や停止の行政措置が可能となる。

2点目に、「機能性表示食品制度の信頼性を高めるための措置」でGMPの要件化がある。機能性表示を行うサプリメントについては、GMPに基づく製造管理を食品表示法に基づいて届出者の遵守事項とするというもの。

これら以外にも、情報提供のDX化や、国と地方の役割分担等を行っていく方針となっており、今後、食品表示基準の改正、食品衛生法施行規則の改正が予定されている。

【座長】

他に御質問、全体を通して何か御意見等あるか。

それでは、今回の協議会はこれで終了とする。円滑な進行への御協力感謝する。

○閉会**【事務局】**

谷本座長及び御出席者の皆様に感謝する。次回の協議会は2月上旬頃を予定している。